

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	社会福祉法人大五京 ポラリスこども園		
運営法人名称	社会福祉法人 大五京		
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園		
代表者氏名	園長 加藤 智子		
定員（利用人数）	179 名		
事業所所在地	〒 532-0004 大阪市淀川区西宮原3-3-101		
電話番号	06	－ 6392	－ 0025
F A X 番号	06	－ 6392	－ 0026
ホームページアドレス	https://dai5kyo.or.jp/polaris/		
電子メールアドレス			
事業開始年月日	2015年4月1日		
職員・従業員数※	正規	38 名	非正規 10 名
専門職員※	保育士 34名 栄養士 1名 調理師 3名 看護師 1名 子育て支援員 5名		
施設・設備の概要※	[居室] [設備等] 0-5歳児クラス保育室 トイレ 調理室 職員室 相談室 園庭		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0	回
前回の受審時期	年度	

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

お子さまが持って生まれた才能という宝物を
すこやかに、かしこく、にんげんらしく、どこまでも
ご家族のみなさまと一緒に
伸ばしてあげることが私たちの使命です

【施設・事業所の特徴的な取組】

本園は、主体的な保育を核に現状を更新し続ける風土と仕組みが全職員に浸透している点
が特徴である。法人トップの一貫した方針が20年以上継続し、人事評価や育成制度まで仕
組み化されているため、新規の実践が定着しやすい文化がある。園全体ではコーナー保育
を位置づけ、活動や教材教具をコーナーごとに用意し、子どもが自ら選択して遊びや学び
を深める日常を構成している。3歳以上ではクラス横断の運用を取り入れ、興味・発達に
応じて活動を選ぶ設計が組織的に継続されている。さらに、食育と自律性を結びつけたラ
ンチビュッフェや、園内横断の「わくわくデイ」等、主体性を後押しする機会を確保して
いる。保育の標準化と見直しは年案・月案・指導案で循環し、園内研修やキャリアパス共
有で職員の理解と実践を支える。午睡センサー等の安全配慮も併走させ、保護者への情報
提供と理解促進の工夫を重ねることで、園・家庭・地域が一体となる取組へと発展してい
る。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人このば
大阪府認証番号	270068
評価実施期間	2025年8月26日 ～ 2025年11月5日
評価決定年月日	2025年11月6日
評価調査者（役割）	2401C036 （ 運営管理・専門職委員 ） 2301C003 （ 運営管理・専門職委員 ） （ ） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

本園は、法人の理念・基本方針が文書・広報・会議・研修を通じて職員と保護者に着実に周知され、組織目的が日常の実践に橋渡しされている。中長期計画から単年度計画へ確実に反映され、月例の会議と振り返りで実行性が担保されている。保育の質向上は自己評価と第三者評価を基盤にPDCAを運用し、課題の文書化・共有から改善計画の策定・実施・見直しまでが組織的に循環している。人材面では、採用・定着の計画、期待する職員像の明確化、目標管理面接、階層別・職種別研修、昇給試験制度等が整備され、専門性の維持向上とモチベーションの醸成に資している。保育内容は、コーナー保育やクラス横断の活動、ランチビュッフェ等により子どもの選択と自律性を尊重し、発達の特性のある園児や年齢差への個別配慮も計画的である。安全面ではリスクマネジメント体制、感染症対策、防災訓練等が機能し、安心・安全の基盤が強固である。保護者アンケートでは、温かな関わり、成長を促す保育、写真等を用いた情報共有、柔軟な対応が高く評価されている。一方、連絡帳仕様や情報の詳細化等の要望も示されており、既存の改善サイクルに統合して応えていくことで、いっそうの信頼深化が期待できる。

◆特に評価の高い点

第一に、園全体で継続するコーナー保育の実践である。子どもが活動を自ら選び、興味・発達に応じて没入できる環境が整えられ、3歳以上ではクラス横断の運用により学びの広がりが確保されている。第二に、計画と評価の一体運用である。中長期計画から単年度計画、会議での振り返り、自己評価・第三者評価の結果反映までが一連のPDCAとして機能し、改善が継続している。第三に、人材育成の体系化である。目標管理面接、研修の層別設計、処遇の見直し等が連動し、専門性と実践の質を底上げしている。第四に、食育を通じた主体性支援であるランチビュッフェや、異年齢・横断の「わくわくデイ」等、日常に根差した仕掛けが保護者の高い満足につながっている。さらに、リスクマネジメント・感染症・防災の体制整備も安定し、安心して預けられる園として評価できる。

◆改善を求められる点

職員の就業状況把握や相談体制、福利厚生整備は進んでいるが、各職員の生活環境に合わせた働き方の更なる具体化が望まれる。育児・介護・通学等の事情に即したシフト選択の幅、短時間正規や段階的な勤務時間の設計、会議・研修の時間内実施の徹底、配置転換や業務分担の見直し等を個別面談と目標管理に組み込み、制度の周知と運用の見える化を図ることで、離職抑止と専門性の継続的向上につながると考える。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

本評価で、理念共有や保育の質向上、保護者との連携が高く認められたことは大きな励みである。一方、職員一人ひとりの生活環境に合わせた働き方の充実についての示唆を真摯に受け止める。今後は、定期面談でのニーズ把握、柔軟なシフト・短時間正規等の選択肢提示、会議・研修の時間内化と運用の見える化を段階的に進め、職員のウェルビーイングと保育の質の両立を図ってまいりたい。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人の理念、基本方針が文書や広報媒体に記載されているだけでなく、保育所内での明文化が示されている。さらに、職員への周知についても会議や研修会などでの説明や協議を通じてしっかり図られている。保護者に対しても、重要事項説明書を用いながら、理念や方針の理解を促すための工夫がされていることが分かる。これらの取組により、理念や基本方針が幅広く適切に共有されていると判断されるため、評価は最も高い水準に当たる。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
(コメント)	事業者は、社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画について具体的に把握・分析している。また、子どもの数や利用者像、保育ニーズなど地域の経営環境や課題を適切に把握し、分析していることが確認できる。さらに、保育のコスト分析や利用者の推移、利用率等の定期的な分析も行っており、経営環境の持続的な改善に取り組んでいる。これらの情報を基に、ISO9001を継続して運用し、業務管理の向上を図るなど、事業経営に対する的確な把握と分析が成されている。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
(コメント)	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等についての現状分析が適切に行われ、具体的な課題や問題点が明らかにされている。また、経営状況や改善すべき課題について役員間での共有と職員への周知がなされ、経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められています。さらに、年度ごとの職員数と園児数を検討し最善の体制を整えようとする努力が見られ、法人全体の中長期計画に基づいた各園の事業計画が策定されていることから、組織全体としての取組が進められていると判断できる。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	事業者は中・長期計画の策定において、理念や基本方針の実現に向けた明確な目標を設定し、経営課題や問題点の具体的な解決策を示している。また、数値目標や具体的な成果を設定し、実施状況の評価を行える内容であることが確認できる。さらに、計画の見直しが必要に応じて行われているため、柔軟な対応が可能であると判断できる。これにより、中・長期の事業計画と収支計画の両方が適切に策定されており、評価基準を十分に満たしていると考えられる。	

1-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	単年度の計画には、中・長期計画の内容が適切に反映されており、事業内容が具体的に示されている。さらに、実行可能な計画であることが「チェックがついている」ことから確認できる。具体的には、計画が単なる行事計画にとどまらず、数値目標や具体的な成果を設定することで実施状況の評価が行える内容となっている。加えて、各部署や学年ごとに計画が策定され、毎月の振り返りを経て次月の計画に結びつけているため、計画の実現性が確保されていると言える。以上から、すべての要件を満たしていると判断される。	
1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
1-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
(コメント)	事業計画の策定において、職員の参画や意見の反映が行われ、組織としての取り組みが確認される。具体的には、毎月のクラス会議や部署会議で園児の様子に合った内容を検討し、発展を考えている点で、職員の意見を取り入れる体制が整備されている。さらに、事業計画の実施状況が定められた時期や手順に基づいて把握・評価・見直しされ、職員への周知と理解促進の取り組みも確認できることから、計画が組織的に進められ職員が理解している状況にあると判断される。	
1-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
(コメント)	事業計画の主な内容が、保護者に常に周知されており、理解を促すための工夫が行われていることが確認できる。具体的には、保護者には毎日のテロップやクラスだよりを通じて情報を提供し、行事時のスピーチでも報告を行っている。さらに、保護者会等で事業計画の内容を説明し、分かりやすい資料の作成を通じて理解を深める工夫が見られる。これにより、保護者等が計画を理解しやすいように努めている状況である。	

		評価結果
1-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
1-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
1-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
(コメント)	事業者は組織的なPDCAサイクルによる保育の質の向上に向けた取り組みを実施している。具体的には、保育内容についての組織的な評価体制が整備され、定められた評価基準に基づいて年に1回以上自己評価を行い、さらに第三者評価も定期的に受審している。これらの評価結果は分析・検討する場が組織として位置づけられ、実際に実行されている。これにより、日常的な保育の質の向上に向けた取り組みが組織全体で総合的に行われていると判断される。	
1-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、評価結果を元にした課題の文書化や職員間の共有が進んでおり、改善策や改善計画の策定も職員の参画のもとで行われていることが確認できる。さらに、改善の取り組みが計画的に行われ、必要に応じた改善計画の見直しが実施されていることから、評価結果を活用した改善の課題が明確にされ、改善策や改善実施計画が実行されていることが明らかである。このため、評価基準においても高く評価される状況にある。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を 図っている。	a
(コメント)	施設長は、保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしており、役割と責任を保育所内の広報誌等で表明している。また、自らの役割と責任を含む職務分掌を文書化し、会議や研修で表明して職員に周知徹底していることが確認できる。さらに、平常時のみならず災害や事故等の有事においても、施設長の役割と責任が明確化されており、不在時の権限委任等も整理されている。このように、施設長のリーダーシップと経営責任を示す取り組みが十分に行われているため、高評価を得ている。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
(コメント)	施設長は法令遵守に対する積極的な取り組みを行っている。具体的には、毎月の「CM会議」において法令遵守に関する研修を実施し、会計士や労務士の専門知識を活用している。また、利害関係者との適正な関係保持や、環境配慮に関する幅広い法令を把握し、遵守の具体的な取組を行っている。職員へも法令遵守の周知や実践指導を行っており、遵守体制を整えていると判断される。これらの点から、施設長の法令理解と取組が十分であると評価される。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は保育の質の向上に関する課題を把握し、それに対する改善策を明示しています。具体的には、毎月のクラスや部署の会議を通じて課題を検討し、新人から主任へのキャリアパスを共有することで職員間の連携を強化しています。加えて、定期的な園内研修やキャリアアップ研修を通じて職員の意欲向上を図り、職員の意見を反映する取組も行っています。結果として、組織的な体制を整備し、施設長自らも積極的に参画しているため、保育の質向上に十分な指導力が発揮されています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	経営の改善や業務の実効性向上のために、施設長が自ら積極的に関与し、具体的な取り組みを行っていることが確認できる。具体的には、各部署の機能状況を常に確認し、適切な人員配置を心掛けていること、そして毎月のクラス会議を通じて課題の共有と改善策の検討を行っている点が評価される。また、経営資源の分析を行い、組織の理念と基本方針の実現に向けて取り組んでおり、組織内の意識の統一も進めていることから、指導力の発揮が十分に行われていると判断できる。	

評価結果

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立されている。また、保育の質を確保するために必要な専門職の配置や活用等を含む具体的な計画が立てられており、その計画に基づいた人材の確保や育成が実施されている。さらに、法人としての採用活動を通じて、効果的な福祉人材の確保が行われていることが確認できる。これらの状況から、目標とする保育の質を確保するための具体的な計画が確立しており、それに基づいた適切な取り組みが行われていると判断される。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a
(コメント)	事業者は、総合的な人事管理に関するすべての項目でチェックがついていることから、人事管理が総合的に実施されている。具体的には、法人の理念・基本方針にもとづく「期待する職員像」が明確にされており、人事基準が職員に周知されている。また、職員の専門性や職務遂行能力を評価し、改善策を実施している。さらに、給与規定の見直しや昇給試験制度の導入により、職員の処遇改善にも取り組んでいる。これにより、職員が自ら将来の姿を描くことができる仕組みが構築されているため、総合的な人事管理が行われていると判断された。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	事業者は職員の就業状況や意向を把握し、改善に役立てるための仕組みを整えている。具体的には、労務管理に関する責任体制の明確化や有給休暇の取得状況の確認と職員の就業状況把握を行っている。また、職員の健康と安全の確保に努め、個々の職員と定期的な面談を実施し、相談窓口を設置するなど、職員が相談しやすい環境を整えている。さらに、福利厚生やワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みも行っており、福祉人材の確保と定着に資する職場づくりに取り組んでいる。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	職員一人ひとりの目標管理について、組織としての「期待する職員像」が明確にされている。また、個別面接を通じて保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションを通じて職員一人ひとりの目標設定が適切に行われている点が確認できる。さらに、目標の設定は目標項目、目標水準、目標期限が明確にされており、中間面接や年度当初・年度末の面接を通じて進捗状況や達成度が適切に確認されていると判断される。提出書類の人材マップもこれらの取組をサポートしていることから、目標管理制度が適切に機能していると評価する。	

II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	事業者は教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、それに基づいて教育・研修が実施されていることが確認できた。特に、職員像や専門技術等について具体的に明示されており、実施された研修は定期的に評価され、必要に応じて見直しが行われていることから全体的な教育の質の向上が図られている。また、園内外での研修制度が整備され、多様な学びの機会を提供されている。これにより、職員の知識・技術水準の向上が期待できる状況にあると判断された。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、職員一人ひとりの知識や技術水準、専門資格の取得状況を把握しており、新任職員を含めた個別的なOJTが適切に行われている点を確認できる。また、階層別、職種別、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の実施も行われている。さらに、外部研修に関する情報提供や参加の勧奨も適切に行われ、職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できる配慮がなされている。以上の点から、職員の教育・研修が確保され、適切に実施されていると言える。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	事業者は、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を文書化し、またマニュアルも整備されていることが確認できる。さらに専門職種の特性に配慮したプログラムの用意や、指導者に対する研修が実施され、実習内容について学校側と連携してプログラムを整備している。これらの取り組みにより、研修・育成が効果的に行われていると考えられる。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	事業者はホームページや広報誌等を通じて法人と保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。また、保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況や第三者評価の受審、苦情・相談の体制または内容についても公表している。さらに、第三者評価の受審結果や苦情・相談をもとにした改善状況も公表されるなど、保育所の事業や財務等に関する情報は適切に公表されており、運営の透明性が確保されていると判断した。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	取組内容においては、保育所の事務、経理、取引等に関するルールや職務分掌、権限、責任が明確になっており、職員等に周知されている。また、内部監査が定期的実施されており、確認が行われている。さらに、外部の専門家による監査支援も実施されており、その結果を基にした経営改善も行われていることが確認された。提出した経理規程や内部監査報告書に基づき、以上の取組が公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組として評価される。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、地域との交流を積極的に推進していると判断される。未就園児の保護者や妊婦を対象とした「ファミリーデー」の開催や、近隣の介護施設との協力による高齢者とのイベントなど、具体的な活動が実施されており、地域との双方向の交流の場が確保されていると言える。また、提出された書類からも確認できるように、地域への働きかけや交流の重要性を理解し、それを実践する仕組みが機能している。これにより、子どもの社会性を育む環境が整備されている点が明確である。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	基本的なボランティアの受入れ体制において、登録手続きや配置、事前説明を含むマニュアルが整備されていることが確認できる。また、学校教育への協力についても基本姿勢が明文化されており、事前説明の仕組みも整備されている。一方で、ボランティア受入れに関する基本姿勢が明文化されておらず、必要な研修や支援が十分に行われていない部分が見受けられる。従って、受入体制がまだ十分には整備されていないと判断される。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント)	事業者は、地域の関係機関や団体としっかり連携を取っており、具体的な取り組みが多数確認できる。この確認は、関係機関のリスト作成や職員間での情報共有を行っている点からも見受けられる。また、定期的に連絡会を開催し、地域の共通課題への協働取り組みを実施している。特に、地域に適した関係機関がない場合でも、ネットワーク化を積極的に行っているとし、さらに、家庭での権利侵害が疑われる子どもへの対応にも適切に連携している。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
(コメント)	事業者の取組内容は、未就園児の保護者や妊婦を対象にした「ファミリーデー」の毎月開催に見られるように、地域の具体的な福祉ニーズを積極的に把握しようとする姿勢が示されている。この取り組みにより、子育ての負担感を緩和するだけでなく、地域住民のニーズを理解し、それを基にしたサービス提供が可能となる。また、地域住民との交流を深めることにより、より多くの生活課題を把握し、柔軟な対応が期待でき、積極的な福祉ニーズの把握が進められていると判断される。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント)	事業者は、地域社会への貢献を積極的に行っていることが評価できる。具体的には、未就園児のための「ファミリーデー」を毎月開催し、子育ての支援を行っている。また、地域の介護施設と連携し、高齢者と園児との間での交流イベントを開催するなど、地域の福祉ニーズに応じた多様な活動を実施している。さらに、地域の安全に寄与する取り組みとして、AEDを設置し、緊急時の利用を可能にしている。これらの取り組みは地域コミュニティの発展にもつながると考えられる。	

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
III-1 利用者本位の福祉サービス		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	事業者の取組内容は、子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明確に示されており、またそれを組織内で共有するための具体的な取組が行われていると判断できる。着眼点における各項目ですべてにチェックがついており、職員への理解や実践が確実に実施される環境が整っていることが伺える。また、提出書類として職員基本マナーマニュアルや虐待時対応マニュアル、こども権利条約などが用意されており、これらの資料が職員の意識向上や行動指針として明確に活用されている状況が確認できる。このことから総合的に評価基準が満たされていると言える。	
III-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)	事業者は子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルを整備し、職員に対する研修を通じてその理解を図っている。また、これらのマニュアルに基づいた保育が実施されており、一人ひとりの子どもに対してプライバシーを尊重するための快適な環境が提供されるような工夫がされている。さらに、子どもや保護者にもプライバシー保護に関する取り組みが周知されていることから、プライバシー保護に対する総合的な配慮がなされていると判断できる。	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
III-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは保育の利用希望者が情報を容易に得ることができるよう配慮されている。具体的には、理念や基本方針、保育の内容、保育所の特性を説明する資料が公共施設に設置され、多くの人が入手可能である。また、資料は誰でも理解できるよう、写真や図などが用いられており、個別に丁寧な説明や見学希望者への対応も実行されている。さらに情報提供の方法や内容は、定期的に見直しを行っていることから、積極的な情報提供が行われていると判断される。	
III-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	事業者は保育の開始及び保育内容の変更時において、保護者等の意向に十分配慮し、わかりやすい工夫が施された資料を用いて説明を行っていることが確認されている。また、説明内容については、保護者等の同意を得たうえで書面に残し、特に配慮が必要な保護者への対応もルール化されている。このように、組織の定めた様式に基づき、説明が一貫して適切に行われているため、高く評価できる取組内容であると言える。提出書類である重要事項説明書と利用契約書の存在も確認済みであり、書面記録も行われているため、事前説明および同意が確実に得られていることが証明されている。これにより、保護者等への説明が十分に行われている状況であると判断する。	
III-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	保育所等の変更配慮しており、手順や引継ぎ文書を定め、終了後の相談窓口も設置されている点から、一定の継続性が保たれている。しかし、子どもや保護者に対して終了後の相談方法や担当者の説明が不十分であり、その内容を記載した文書も渡していないため、継続性の確保に向けた配慮が十分ではないことがうかがえる。改善が求められる状況であるが、基本的な配慮がなされているため、評価は中程度である。	

III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

III-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は利用者満足の上昇に向けた取り組みを積極的に行っていることが確認できる。保護者に対する利用者満足に関する調査が定期的に行われており、個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が実施されている。また、職員が保護者会に出席し、利用者満足を上昇させている。さらに、利用者満足に関する調査の担当者設置や結果の分析・検討会議が行われ、分析・検討の結果に基づく具体的な改善が行われていることから、利用者満足の結果を踏まえた向上に向けた取り組みが整備されていると判断できる。	

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	この事業者は、苦情解決の体制が整備され、保護者等に苦情解決の仕組みを周知している。具体的には、苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員の設置が行われている。また、苦情解決の仕組みを説明した掲示物や資料を保護者等に配布・説明し、苦情を申し出しやすい工夫として苦情記入カードや匿名アンケートを実施している。さらに、苦情内容の受付や解決に関する記録を適切に保管し、解決後のフィードバックや公表も行っている。これらに基づき、苦情解決の仕組みが機能していると判断される。	
III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	保護者が相談や意見を述べるための環境を整備し、その方法や相手を選択できることがわかるように、複数の方法で情報が提供されている。具体的には、保護者が選択肢を理解できる文書が作成されており、その文書は配布や掲示によって周知されている。また、多様な意見聴取の機会としてイベント後にアンケートを取得しており、保護者の意見が反映しやすい体制であることが示されている。相談や意見が述べやすいスペースの確保にも配慮がなされているため、適切な取組と判断される。	
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	職員は保護者が相談しやすい環境を整え、意見を積極的に取り入れる取組を実施している。意見箱やアンケートを通じて保護者の意見を把握し、迅速な対応を行うためのマニュアルも整備されている。また、意見を受けた際の対応の手順や記録の方法も具体的に定めており、意見に基づいた保育の質向上にも注力している。さらに、マニュアルの定期的な見直しを行い、継続的な改善を図っている。このような組織的かつ迅速な対応により、保護者からの信頼を得る体制が確立されている。	

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	事業者はリスクマネジメント体制をしっかりと構築しており、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と分析、対応策の検討・実施を適切に行っていることが確認できる。具体的には、リスクマネージャーの配置や委員会の設置を通じた体制整備がなされ、事故発生時の対応マニュアルが職員に周知されている。また、収集した事例に基づき、職員が参加し要因分析や改善策の実施、さらには研修を通じた安全確保策の評価・見直しを行っており、全体的な取り組みの充実が見受けられた。	

III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	事業者は感染症予防のために明確な管理体制を整備しており、マニュアルを利用した職員への周知を徹底している。加えて、定期的な勉強会の開催や情報提供の適切性も確認され、組織全体での取り組みが一貫している。さらに、感染症対策は定期的に見直され、継続的な改善が図られている。このように、感染症予防と緊急時対応の体制が組織的に整備され、実際の取り組みが行われていることが明らかである。	
III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
(コメント)	事業者は災害時の対応体制を整え、子ども、保護者、職員の安否確認方法や備蓄リストを周知・管理するなど組織的に取り組んでいる。実効性の高い防災計画を行政や消防署と連携して策定し、定期的に訓練を実施していることが確認できる。提出書類には避難確保計画や非常災害対応マニュアルなどが含まれ、南海トラフ地震に特化した防災規定もある。これらの要素から、子どもの安全確保に対する積極的かつ組織的な取り組みが実施されていると判断される。	

		評価結果
III-2 福祉サービスの質の確保		
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
III-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	保育の標準的な実施方法が適切に文書化されており、子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関する姿勢が明示されている。また、研修や個別の指導を通じて職員に周知徹底されており、標準的な実施方法に基づいて保育が実施されているかの確認も適切に行われている。さらに、標準的な実施方法により保育が画一的でなく、多様性を持たせた実践が行われていることが確認できるため、保育の実施方法が広く定着し活用されていると判断される。	
III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	事業者は保育の標準的な実施方法の検証・見直しを組織で定められた時期と方法に基づき、定期的に実施している。提出された年間カリキュラムや指導案、月案等は、標準的な実施方法の見直しの記録を具体的に示しており、職員や保護者からの意見や提案が反映される仕組みも整備されている。さらに、行事ごとに実施されるアンケートの結果を反映し、保育内容の改善に努めている。このことから、組織的な仕組みもとの検証・見直しが行われていることが確認できる。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	事業者は指導計画作成の責任者を設置し、アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。また、さまざまな職種の関係職員や必要に応じて保育所以外の関係者も参加する協議を実施していることが確認されている。さらに、子どもと保護者等の具体的なニーズが個別の指導計画に明示されており、支援困難ケースへの対応についても検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われていることから、体制は確立され、取組も充実しているといえる。	
III-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	事業者は指導計画の見直しについて、見直しの時期や方法、保護者の意向把握と同意の手順、職員への周知等を組織的に整備し実施している。また、緊急時の指導計画変更に関する仕組みも整備されている。加えて、評価の結果を次回の指導計画作成に反映させており、標準的な実施方法や保育の質の向上に関する課題も明確化している。これらの点から、PDCAサイクルを継続して実施し、保育の質の向上を図っていると評価できる。	

III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	事業者は、子どもの発達状況や生活状況を保育所が定めた統一した様式で記録している。また、個別の指導計画に基づく保育が適切に行われていることが記録によって確認でき、記録内容や書き方に差異が生じないよう工夫が施されている。さらに、情報の流れが明確にされ、情報共有が目的の会議が定期的に行われ、コンピュータネットワークを通じて情報共有が行われている。これらの取り組みは非常に組織的かつ的確であり、子どもの状況に関する情報が職員間で十分に共有されていることが証明されている。	
III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	事業者は個人情報保護規程を設定し、子どもの記録の保管、保存、廃棄に関する規定を設けている。また、記録管理の責任者が設置され、職員への教育や研修が実施されている。加えて、情報漏えいや不適切な利用に対する対策も講じられ、職員が規程を理解し遵守している。保護者への説明責任も果たされているため、記録管理は適切に行われていると判断される。これらの点から、子どもの記録管理が適切に実施されていると評価できる。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-1 全体的な計画の作成		
A-1-1-1-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
(コメント)	事業者は全体的な計画を策定する際に、児童憲章や児童福祉法などの法的基準をしっかりと捉えています。さらに、保育所の基本理念や方針、目標に基づいて計画を作成しており、子どもの発達段階や家庭、地域の実情を考慮した計画を立てています。保育に関わる職員が参画して計画の作成を行い、定期的に評価を行って次期計画に役立てている点も確認されました。このように、計画がしっかりとした基盤に基づいて総合的に作成されていることから、高い評価が可能であると判断しました。	
A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-2-1-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	事業者は、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備するための取組を十分に実施していると判断される。室内の環境管理は常に適切な状態を保持し、設備や用具、寝具の衛生管理にも努めている。さらに、家具や遊具の素材や配置にも工夫が施され、一人ひとりの子どもがくつろぎ、落ち着ける場所を確保している。また、食事や睡眠のための快適な生活空間も整備されており、手洗い場やトイレも明るく清潔で、安全への工夫がされている。ルール整備に加え、ICTを活用した午睡センサーによるSIDS（乳幼児突然死症候群）対策など革新的な取り組みも行われている。	
A-1-2-1-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	事業者は子どもの発達や家庭環境に基づく個人差を十分に把握し、これを尊重した保育を行っている。また、子どもが安心して自己表現できるような環境を提供し、自分を表現する力が不十分な子どもの気持ちをくみ取る努力をしている。さらに、子どもの欲求を受け入れ、適切に対応し、おだやかで分かりやすい言葉づかいを心掛けている。せかす言葉や制止的な言葉の不必要な使用も控えていることから、子ども一人ひとりの状態に応じた保育が十分に行われていると判断できる。	
A-1-2-1-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	基本的な生活習慣の習得に向けた取り組みが十分に行われていることが確認できる。子どもの発達状況に応じた配慮がなされており、生活習慣の習得にあたっては子どもが自らやろうとする気持ちを尊重し、一人ひとりの主体性を大切にしている。活動と休息のバランスを考慮した工夫も見られ、子どもが健康的な生活習慣を理解できるよう具体的に働きかけが行われている。これらの点から、取り組みの内容は十分であると評価できる。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	書類からは、子どもたちが主体的に活動できる環境が整えられていることがわかる。具体的に、ビュッフェ形式の昼食を取り入れることで子どもの自主性を育み、月に一度の「わくわくデイ」ではクラスを超えた交流を通じて、園児が自ら活動の場を選んで参加する仕組みが導入されている。また、自由な活動を通じて子どもの主体性や意欲的な行動を促していることが明記されており、評価の着眼点のすべての項目にチェックがついていることから、保育環境の整備が十分に行われていると判断できる。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取組内容において、月齢でのグループ分けにより発達段階に応じた関わりができる体制を整えており、個別の担当を設けて園児に合わせた保育が行われている。また、0歳児が安心して過ごせる環境作りや愛着関係を重視しており、保護者との連携機会も提供されている。評価の着眼点には全てチェックがついていることから、これらの取組は適切な保育環境と方法に配慮したものであると判断できる。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	本事業者の取り組みは、一人ひとりの子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しつつ、探索活動が十分に行える環境を整備している。また、保育士が子どもの自発的活動を促し、情緒の安定に努めている点が評価される。小グループでの保育により、保育者が園児一人ひとりの状況を把握しやすく、個別対応の質が向上している。また、保護者参観や連携も積極的に行われている点から、保育の質を高めようとする努力がうかがえる。このように、養護と教育が一体として展開されており、評価基準を十分に満たしていると判断される。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者は、3歳から5歳の児童に対して集団の中での安定した環境を整え、年齢に応じた適切な支援を行っている。具体的には、小集団に人員配置を工夫することで、子どもたちが活動しやすい環境を提供している。また、活動の時間差を設けることで、スペースや教材の利用が潤滑に行われるよう工夫している。さらに、「なかよし」という運用により、年齢を超えた交流を促進し、園児が主体的に活動できる環境を築いていることが評価された。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	建物や設備が、障がいに応じた環境整備に配慮されており、障がいのある子どもの状況に応じた個別の指導計画も作成されている。計画はクラス等の指導計画と関連づけられており、子どもの状況と成長に応じた保育が実施されている。また、保護者との連携が密であり、生活の中で子ども同士が共に成長できる工夫もある。さらに、必要に応じて医療機関や専門機関からも助言を得ており、職員は研修を通じて必要な知識を習得しながら保護者にも適切な情報を提供している。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みでは、1日の生活を見通し連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取り組みが行われていることが確認できる。また、家庭的でゆったりと過ごせる環境が整えられており、子どもの状況や年齢差に応じた配慮がなされている。さらに、子どもの在園時間や生活リズムに応じた食事やおやつに関する適切な提供が行われており、保育士間の引継ぎや保護者との連携にも十分な配慮がみられる。このように、それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備が十分になされている。	

A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	事業者の取り組みは、小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育内容や方法、保護者との関わりにしっかりと配慮されている状況である。具体的には、計画に基づいて小学校との連携が明記され、それに従った保育が行われていること、小学校以降の生活への見通しを持つ機会が子どもと保護者双方に提供されていることが確認された。また、保育士と小学校教員間での意見交換や合同研修が実施されており、保育所児童保育要録の作成も適切に行われている。これらの取り組みにより、全体として十分に評価された。	
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	事業者は、子どもの健康管理において、必要な体制と取り組みを整えている。具体的には、子どもの心身の健康状態を把握するためのマニュアルが作成され、保健に関する計画も策定されている。さらに、体調悪化やけがに際しては保護者への連絡と事後確認が徹底され、健康情報について職員間での情報共有がされている。SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する意識も高く、職員および保護者に対する情報提供が行われている。これらから、子どもの健康管理が適切に行われていると判断される。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断および歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されていることが確認できるため、職員間での情報共有が適切に行われていると評価される。また、これらの結果を保健に関する計画に反映させた保育が実施されていることから、保育内容への反映が適切に行われていると判断される。さらに、保護者に健診結果を伝えることで保育が家庭での生活につながっており、保護者との連携も十分に図られている。以上の点から、事業者の取組は評価基準に適合していると考えられる。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	事業者はアレルギー疾患や慢性疾患のある子どもに対し、厚生労働省が示す「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき適切な対応を行っている。医師の指示に基づいて子どもの状況に応じた対応も実施されている。保護者と密接な連携を行い、職員は必要な知識や技術を研修で習得している。また、他の子どもや保護者にも理解を促す取り組みが行われており、アレルギー対応マニュアルや記録類も整備されているため、適切な体制が確立しているといえる。	
A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	提供されている取り組み内容は非常に充実している。食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけて取り組みを行っており、さらに子どもが楽しく落ち着いて食事を取れる環境づくりがなされています。子どもの発達に合わせた適切な食事の援助や食器の工夫、また個人差に応じた食事の量の調整もされている。さらに、子どもが食について関心を深めるための取り組みを実施し、家庭との連携も十分に行われている。これらの総合的な取り組みにより、子どもが食事を楽しむ環境が整えられていると判断される。	

A-1- (4) -②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	事業者の取組内容と提出書類に基づくと、子どもの発育状況や体調に配慮した献立・調理の工夫が実施されていることが確認できる。具体的には、ビュッフェ形式を取り入れることで、子どもたちが自主的に食べる種類や量を選べるよう配慮がされている。また、食育会議議事録や検食簿、給食評価などの提出書類からも確認できるように、職員が子どもの嗜好や食事の様子を把握し、改善へと反映している。さらに、季節感のある献立や地域行事食の提供、衛生管理体制の確立等も適切に行われており、子どもにおいしく安心して食べられる食事の提供が徹底されている。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2- (1) 家庭との緊密な連携		
A-2- (1) -①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	事業者は家庭との連携をしっかりと行っている。具体的には、連絡帳やアプリを通じて日常的に情報交換を行い、保育の意図や内容について保護者の理解を得るための機会を設けている。さらに、様々な機会を活かして保護者と子どもの成長を共有し、必要に応じて家庭の状況や情報交換の内容を記録する取り組みがなされている。これらの取り組みから、事業者は保護者との相互理解を深め、子どもの生活をより充実させるための家庭との適切な連携を実施していると判断できる。	
A-2- (2) 保護者等の支援		
A-2- (2) -①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	書類からは、保護者との信頼関係構築、相談対応体制、個別事情への配慮、施設特性を生かした支援に関する取り組みが確認できる。さらに、相談内容が適切に記録され、関係職員間で共有されることで、組織としての支援体制が整っていることが分かる。保育士等が適切に対応できるよう、助言を受けられる体制も整備されているため、保護者が安心して子育てできるように支援が行われていると判断される。	
A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	事業者は、家庭での虐待等の権利侵害を疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に関して、各種の具体的な取組を実施している。心理状態や家庭での状況を含めて子どもの様子を把握し、職員間で情報の共有と対応の協議がなされる体制を整えている。また、保護者に対する精神的・生活的援助や職員に対する研修を通じて、虐待リスクに対する意識を高める活動を行っている。関係機関との連携も進め、マニュアル整備や研修実施により組織的な対応策を備えている。これらの取組が総合的に実施されており、業務が高い水準で行われていると判断される。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を実施し、その結果から保育実践の改善や専門性の向上に努めていることが確認される。自己評価は記録や職員間の話し合いを通じて行われ、子どもの活動や心の育ちにも配慮されている。また、自己評価から得られた学び合いが意識の向上に寄与し、保育所全体の質の向上にも貢献している。これらの取り組みは、組織的かつ継続的に実施される仕組みが構築されており、高い評価に値する。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
(コメント)	提出された書類や取組内容によれば、就業規則等において体罰等の禁止が明記されている。また、体罰や暴言、威嚇等が発生しやすい状況や場面に対する対策として、具体的な援助技術の向上を目的とした研修や話し合いが行われていることから、体罰等の不適切対応の防止と早期発見に積極的に取り組んでいることが確認できる。このことにより、組織全体で問題発生予防に努めている状況であると判断される。	

利用者（保護者）への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	保護者
調査対象者数	87人
調査方法	Webフォームアンケート（記名あり）

利用者への聞き取り等の結果（概要）

1. 信頼される職員と安心できる保育環境

多くの保護者が、職員が子ども一人ひとりに寄り添い、丁寧に関わってくれている点に安心感を抱いていることがわかった。保護者のコメントからは「親しみやすい先生が多い」「どの先生も子どもの名前を覚えてくれている」「自分の子どものように大事にしてくれる」など、温かみのある関わりが日常的に行われていることがうかがえる。また、担任以外の職員とも連携が取れており、情報共有が行き届いている点に感謝する声も多く見受けられた。保護者が安心して預けられる環境づくりが実現されている。

2. 充実した保育内容と成長を促す工夫

保護者からは、園の保育内容が「子どもの成長を促してくれる」「自主性を育ててくれる」「運動や創作活動、英語など多様な体験ができる」など、子どもの発達に配慮した工夫がされているとの評価が寄せられた。ランチビュッフェや食育の取り組みも好評であり、給食を通じた学びの場としての活用がなされていることがうかがえる。また、「子どもが楽しんで通っている」「成長を感じている」といった感想も多く、日々の生活の中で子どもが充実感を得ている様子が見て取れる。

3. 情報共有と連絡手段の工夫

連絡帳やアプリを通じた保護者との情報共有がしっかり行われていることが評価されている。日々の出来事や子どもの様子を写真やコメントで伝える工夫がされており、保護者からは「毎日の連絡帳が楽しみ」「写真があると安心できる」といった声が多くあった。一方で、「連絡帳の仕様を改善してほしい」「園の様子をもう少し細かく知らせてほしい」といった要望も一部にあり、今後の改善に活かせる意見として受け止める必要がある。

4. 園の配慮と柔軟な対応

保護者の多様な事情に対し、園が柔軟に対応している点が高く評価されている。土曜保育への対応や急な予定変更への配慮、延長保育や行事でのきめ細やかな対応など、職員の機転の利いた行動が信頼につながっている。また、「発達に合わせた個別の支援をしてくれている」「特別な事情を丁寧に聞いて対応してくれる」といった意見からも、子どもと家庭に寄り添った姿勢がうかがえる。

5. 保護者からの感謝と信頼の声

自由記述には、園への感謝の気持ちを表す言葉が数多く見られた。「毎日楽しく通ってくれている」「この園に通わせてよかった」「先生方の笑顔に癒されている」など、家庭と園との良好な信頼関係が築かれていることが明確である。なかには、特定の先生への感謝や、園生活におけるエピソードを丁寧に記載する保護者も多く、園が保護者にとって身近で温かい存在となっていることがうかがえた。

以上のように、今回のアンケートからは、保護者が園の運営に対して非常に高い信頼と満足を感じている様子が明確であった。今後も、丁寧な関わりと柔軟な対応、情報共有の充実を通じて、より安心して子どもを預けられる環境づくりが期待される。